

◆申告に持参するもの

- ①申告者の個人番号が確認できる書類(前述をご参照ください)
- ②本人確認書類(前述をご参照ください)
- ③委任状(必要な場合のみ)
- ④給与・年金の源泉徴収票(原本※)

※平成31年4月1日以降の確定申告の提出には、源泉徴収票の添付が不要となりましたが、申告書の作成には、源泉徴収票の原本が必要です。忘れずにお持ちください。

源泉徴収票を紛失した場合は、支払者(職場など。年金は、年金の支払者)に再発行してもらった上で、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。

- ⑤社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書など
- ⑥生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書
- ⑦営業・不動産・農業所得のある方は、青色決算書・白色収支内訳書(あらかじめ作成してご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください)
- ⑧医療費控除の明細書(あらかじめ作成してご来場ください)
- ⑨雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書
- ⑩障害者控除を受ける方は、障がい者手帳や福祉事務所長などの認定書など
- ⑪寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書・寄附金領収書(申告者名義)など

(ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で申告をする場合は、特例が適用されなくなるため、**前述の書類が必要となります**)

- ⑫還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号が分かるもの

※申告の内容により、①～⑫以外の書類が必要となる場合があります。詳細は市役所税務課および税務署にお尋ねください。

◆公的年金などを受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。(公的年金などに係る確定申告不要制度)

※この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合でも、市県民税の申告が必要です。

◆申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

◆自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、e-Taxや郵送、申告会場および市役所税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。(申告期間中のみの設置)

青色決算書・白色収支内訳書・医療費控除の明細書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算で分からないことは、事前に市役所税務課および税務署にお尋ねください。

市民税・県民税申告についても郵送での受け付けをしています。市民税・県民税申告書の宛先は弥富市役所税務課市民税グループになります。

💡次の方は津島税務署の確定申告会場(津島市文化会館)で申告をしてください

- ・土地、建物、株などを売却され、第三表を使われる方
- ・贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・青色決算書、白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- ・令和3年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方

☎市役所税務課(内線 215～217)

津島税務署から令和3年分所得税確定申告のお知らせ 自宅などからのe-Tax申告のお願い!

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書作成コーナーなら
自宅ですべて申告♪

令和3年分の確定申告では、感染症対策の観点から、マイナンバーカードを利用したり、税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅からご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで申告していただくようお願いします!

●申告相談の体制について

開設期間(土日祝を除く)	申告相談会場	開設時間	受け付け方法
1月17日(月)～ 2月9日(水)	津島税務署	午前9時～午後5時	入場整理券方式
2月10日(木)～ 3月15日(火)	津島市文化会館		

※1 「入場整理券」は各会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配布されます。

なお、1月14日(金)までは、電話による事前予約により相談をお受けします。

※2 入場整理券の配付状況によっては受け付けを早めに終了する場合があります。

※3 土・日曜日・祝日は開設していませんが、2月20日(日)・27日(日)に限り開設します。何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

ご来場の際は、必ずマスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。

また、手洗い、手指のアルコール消毒、咳エチケットの励行をお願いします。



☎津島税務署 ☎26-2161

*電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。